

# 豊川市社会福祉協議会地域ふれあい事業助成金の公募について

**募集期間 令和7年4月14日（月）から 令和7年6月6日（金）まで**

豊川市社会福祉協議会では、市内の社会福祉法人及び地域貢献活動を実施する民間事業所が主体となって行う、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者と地域住民との交流による相互理解の促進、地域住民の福祉向上及び「地域における公益的な取組」を目的に実施される事業に対し助成を行います。助成金の交付を希望される法人及び事業所を公募いたしますので、次の事項を確認の上、申請をお願いします。

この事業は「**赤い羽根共同募金**」の配分金を財源として実施しています。

## ◇助成対象事業

- ・地域が抱える課題（ニーズ）を踏まえた、支援を必要とする者を応援する事業
- ・地域住民が参加・協働でき、地域住民の相互の繋がりを強化する事業

事業例：地域住民を対象とした講演会の開催、地域住民との防災訓練等々

※ただし、同一事業については、通算3年までとします。

平成24年度以降申請の事業を対象とします。

## ◇除外要件

- ・当該事業に対し他の助成金との重複や公的な補填がある場合
- ・当該事業に対し同一法人（同一敷地内）への助成がある場合
- ・収益確保を目的とする場合

## ◇助成対象事業実施期間

令和7年7月1日（火）から令和8年2月27日（金）まで

## ◇助成額

1事業5万円以内

※助成額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てることとします。

※事業の内容や全体の助成対象件数などの事由により、減額する場合があります。

## ◇助成割合

総事業費の1/2

## ◇助成の決定

申請いただいた書類をもとに審査選考させていただきます。（必要に応じ、ヒアリングをさせていただきます場合があります。）

## ◇実績の報告及び助成金の交付

- ・事業完了後10日以内に実績報告書を提出していただきます。
- ・実績報告書提出後、助成金を交付いたします。

## ◇申請方法

- ・所定の申請書に必要事項を記入のうえ、下記まで申請ください。
  - ・申請書、事業計画書及び予算書、事業がわかる資料（チラシなど）を添付してください。
- ※申請書様式は本会ホームページからダウンロードすることが可能です。

## ◇留意事項

- ・利用者の家族やボランティアのみでなく地域住民との交流を図れる事業としてください。
- ・地域の町内会等と連携を図りながら地域住民へ積極的な啓発を図るようにしてください。
- ・地域の福祉ニーズを踏まえた地域貢献活動・社会づくりを支援するようにしてください。
- ・チラシや看板等に、赤い羽根共同募金を財源とした豊川市社会福祉協議会からの助成を受け実施する旨を明示するようにしてください。



お問い合わせ・申請先

豊川市社会福祉協議会 地域福祉課地域福祉係 担当 野本

豊川市諏訪3丁目242番地（豊川市社会福祉会館「ウィズ豊川」内）

電話 83-5211 FAX 89-0662

ホームページURL：<http://www.toyokawa-shakyo.or.jp>